

# 奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和8年3月26日（木） 15:35～16:40

【場 所】 奥州市役所7階 委員会室

【出席議員】 (28名)

菅原由和 阿部加代子 及川泰輔 岩渕英浩 小野寺勝 岩渕高紀 佐藤克也  
佐藤永匡 菊地淳 千葉典弘 三浦秀夫 佐藤美雪 穴戸直美 菅野至  
門脇芳裕 高橋善行 佐々木友美子 小野優 及川春樹 高橋晋 高橋浩  
千葉敦 及川佐 飯坂一也 加藤清 千田美津子 中西秀俊 今野裕文

【欠席議員】 なし

【出席者】 郷右近市長

二階堂政策企画部長 羽藤総務部長 岩渕財務部長 高橋教育部長  
千葉福祉部長 高野健康こども部長 平澤会計管理者  
高橋財政課長 菊地財産運用課長 千田税務課長 千葉地域づくり推進課長  
菊池生涯学習スポーツ課長 及川生活環境課長  
高橋商工労政課長兼アクティビティ推進室主幹 本明農地林務課長  
千田福祉課長 菊地長寿社会課長 千葉地域共生社会課長  
佐藤こども家庭課長 菊池保育こども園課長 本城保険年金課長  
菊地土木課長 千田都市計画課長 松戸教育総務課長  
松田財政課長補佐 千田税務課長補佐 菅原アクティビティ推進室副主幹  
千葉長寿社会課長補佐 遠藤会計課長補佐  
鈴木議会事務局長 千田議会事務局次長 佐藤議会事務局副主幹

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## 【次 第】

1 開 会

2 議長挨拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 指定金融機関の処理誤りによる定期預金の利子補填について
- ② 令和7年度奥州市一般会計補正予算（第14号）案について
- ③ 令和8年度一般会計補正予算（第2号）案について
- ④ ネーミングライツについて
- ⑤ 国民健康保険税の子ども・子育て支援金分の税率について
- ⑥ 奥州市介護保険条例の一部改正について

4 その他

5 閉 会

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## 【概要】

### 1 開会 (略)



### 2 議長挨拶 (略)



### 3 協議

#### (1) 説明事項

##### ① 指定金融機関の処理誤りによる定期預金の利子補填について

○議長（菅原由和君） 早速3の協議に入ります。

(1)の説明事項①、指定金融機関の処理誤りによる定期預金の利子補填について、説明をいただきます。

平澤会計管理者。

○会計管理者（平澤真由美君） 会計管理者の平澤です。

説明をさせていただきます。既に配布しております資料をご覧ください。

概要及び経過について説明をさせていただきます。

積立基金の資金運用として、毎年3月下旬に、1年間の周期で定期預金を預けております。基本的に、満期日と同日に次の年の定期預金を組んでおりまして、その都度、市内の金融機関に利率照会をかけ、最も高いところに預けております。令和7年3月27日に預けていた定期預金が満期となりまして、同日付けで、次の定期預金を預ける予定としておりました。

しかし、指定金融機関の送金処理の誤りにより、1日遅れ、定期預金は翌日の令和7年3月28日からの預入れとなりました。その結果、1年間の定期預金の預入れができたものの、預入日が1日遅れたこと、またそれに伴いまして、満期日となりました令和8年3月28日が土曜日であるため、同日付けで、また次の定期預金を預けることができなくなりまして、本来見込んでいた利子収入が欠けることとなりました。この過失について、指定金融機関側から、市が本来受け取る予定だった定期預金の利子相当額を補填したいとの申し出がありました。

市では、奥州市指定金融機関に関する契約第12条に、損害賠償の規定がありますので、そちらにより利子補填金として受領する予定として、明日の令和7年度一般会計補正予算に計上を予定しております。金額は、8万6,229円です。内訳といたしまして、一般会計で3万9,125円、国民健康保険特別会計で5万104円となります。

なお、この本件につきましては、指定金融機関から弁済を受ける特殊な事例ではありますが、定期預金の預入の業務は、満期の都度実施しておりまして、今回この令和7年3月が特別な手法で実施したというものではないことを申し添えさせていただきたいと思っております。

私からの説明は以上となります。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等ございましたらご発言お願いいたします。

よろしいですか。それでは特にご質問等ないようですので、説明事項①は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。



## ② 令和7年度奥州市一般会計補正予算（第14号）案について

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

次に、説明事項の②、令和7年度奥州市一般会計補正予算（第14号）案について説明をいただきます。

岩淵財務部長。

○財務部長（岩淵清彦君） それでは大変お疲れのところ、申し訳ございません。また、前日の説明ということで、こちらについてもお詫び申し上げたいと思います。

明日の臨時議会に提案します令和7年度の第14号補正予算について、概略をご説明させていただきます。年度末に至りまして、事業費の確定により国・県の支出金等が整理されております。その他、後年度に実施しようとして計画しておりました道路整備事業などを前倒しで実施することにより、予算の措置をするものでございます。

詳細については、財政課長からご説明をいたさせます。

○議長（菅原由和君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） 財政課長の高橋です。それでは私から資料に基づいてご説明させていただきます。

まず1の補正額でございます。

マイナス5.7億円ということでございます。補正額5億7,051万3,000円ということで、補正後予算額は、695億5,832万4,000円ということでございます。主な財源内訳といたしましては、国庫支出金がマイナス2億3,405万1,000円、起債がマイナス2億7,130万円。財政調整基金の繰入れが、繰入の取り止めとありますが、マイナスの2,270万6,000円となっております。

これを受けまして2の財政調整基金残高ということでございます。

令和7年度末の財政調整基金残高は、約58.2億円ということでございます。先ほどお話しました財政調整基金、2,270万6,000円の取り止めということで、そういった金額になってございます。

3の補正予算の主な内容ということでございます。

詳細につきましては次のページにございますので、後ほどご覧いただければと思います。歳出予算の主なものをご説明しております。

旧伊手小学校複合施設の整備事業で、こちらは事業費の確定ということで、詳細につきましては次のページの3番目に書かれております。1,900万円の減ということでございます。

続いて、奥州湖交流館改修事業でこちらも事業費の確定ということでございます。資料の方は4番目に書かれております。

続いて老人施設の入所施設措置費ということです。こちら、養護老人ホームの措置費の単価の改定がございましたので、656万5,000円の増ということでございます。こちら資料の10番目に書かれてございます。

続いて、道路整備事業債道路整備事業ということで、財務部長からもお話がございましたが、こちらの過疎債の残の活用ということで、過疎債はなかなかつきにくい地方債になってございます。有利な起債ですが、そちらの方を活用してほしいということで県の方での枠が余っているということで県からお話もあって、こちらでそちらに乗って事業をするということでございます。こちらは8,400万円の増ということになります。

あとは仮称奥州西学校給食センター新築事業ということで、4億7,200万円の減となっております。こちらの事業費の確定ということは、減額の見込みということもございしますが、国の学校施設

環境改善交付金、こちらの方が施工不良によります事故繰越が認められなかったということで、歳入が減ということでその分を合併特例債で補うというものでございます。詳細につきましては、ナンバー16に書かれてございます。

今回補正予算ということで、繰越明許費が出ております。繰越と申しますのは、初めての議員さんもいるのでお話ししますが、自治体の会計年度は、4月から3月までの1年間の会計年度となっております。基本的にこの1年間ということでございますが、その会計年度独立の原則の例外ということで、繰越明許費であったり、債務負担行為であったり、継続費というのがございますが、これは繰越明許費を設定するというものでございます。

こちら追加と書かれておりますのが、もともとあったものが変更と後ろの方にありますけれども、今回新たに加えたものということでございます。

弁護士委託業務で70万4,000円ということです。こちらは資料ナンバー2の方に書かれてございますが、法人市民税の課税内容、債務不存在の確認事件によりまして、控訴されたということでそれにかかる費用ということでございます。

2つ目ですが鳥獣対策事業（クマ）と書かれております。こちらが354万4,000円でございます。こちらは熊除けスプレアの購入を予定しておったんですが、入札不調によりまして年度完了が見込めないということで、繰越しをしたというものでございます。詳細はナンバー5に書かれてございます。

あとはメイプル東館地下ピットの防水修繕業務ということです。こちらはメイプル東館の地下ピットの漏水の防水修繕ということでございます。97万円ということでございます。

続きまして宅地開発指導事業ということで、この事業の方で不動産登記に不測の日数を要したということで、繰越しをするものでございます。詳細はナンバー15に書かれております。

一番下ですが、子育て世帯食料品物価高騰支援事業ということです。こちらにつきましては子育て世帯への2万円給付、こちら2件でございます。物価高騰の方と子育て支援と2つございまして、上の方の部分につきましては、国の方で2万円給付ということですし、下の方は、市で独自に加算する2万円分ということです。こちらは3月申請分について、4月支給するために、変更でさらに繰越しを増とするものでございます。

説明は以上になります。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等あればご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご質問等ないようですので、②は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。



### ③ 令和8年度一般会計補正予算（第2号）案について

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

次に、説明事項の③、令和8年度一般会計補正予算第2号案について説明をいただきます。

岩渕財務部長。

○財務部長（岩渕清彦君） それでは引き続き、今度は令和8年度の第2号補正予算についてご説明申し上げたいと思います。本案につきましては、本庁舎の修繕に伴う本庁舎管理事業、それからこの後ご説明申し上げますが、子ども・子育て支援に係る分の特別会計の繰出金など、そういったところに所要の措置をするものでございます。

こちらも詳細については、課長の方からご説明を申し上げます。

○議長（菅原由和君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） それではご説明させていただきます。

まず1番の補正額でございます。

約2.5億円ということでございます。補正額2億4,961万円ということで、補正後の予算額が652億4,956万8,000円ということでございます。主な財源内訳につきましては、県支出金が2,891万2,000円、市債の方で1億7,160万円、財政調整基金での調整ということで繰入金の方で3,925万1,000円ということでございます。

続きまして2の財政調整基金残高でございます。

先ほどの繰入れを加えまして、そこから残を引きまして、令和8年度末の残高につきましては約36.8億円ということでございます。

次に3の補正予算の主な内容でございます。

本庁舎管理事業として1億7,050万円ということです。こちらにつきましては本庁舎の非常用発電機の修繕ということで、全体事業としますと、3億4,100万円ほど、これは2か年を予定しまして債務負担行為を設定する予定でございます。資料につきましては2ページの2番に書かれております。

続きまして、国民健康保険特別会計の繰出金として1,431万5,000円ということです。こちら財務部長からも説明ありましたが、令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴う法定繰出ということでございます。ナンバー4に詳細が書かれております。

続きまして、後期高齢者医療事業ということです。こちらの診療報酬の増額改定がございまして、2,899万9,000円の増ということでございます。詳細は5番目に書かれております。

最後の部分ですが、後期高齢者医療特別会計の繰出金ということです。こちら2,044万8,000円の増ということです。こちら先ほど説明しました、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴う法定繰出ということです。詳細は6番の方に書かれてございます。

それで先ほどちょっと説明した以外の部分、ちょっと触れたいと思いますので、次のページ、2ページの方の表をご覧ください。触れていない部分をご説明いたします。

1番の財産運用課の車両管理事業としまして、違約補償金89万8,000円ということです。こちらは市長車リース契約の解約を行うための予算措置ということでございます。

飛びまして3番、福祉課の江刺総合コミュニティセンター管理運営事業ということです。こちらはPCB含有機器の交換業務委託料ということで、181万4,000円ということになっております。江刺コミュニティセンターの変圧器及び高圧コンデンサについて、点検業者よりPCB含有の可能性があるので、調査を行うものでございます。

飛びまして次のページまで行きますが、7番になります。7番の保育こども園課、障がい児保育事業ということです。特別支援教育・保育事業補助金、612万6,000円の増ということです。心身に障害があり個別の支援を必要とする児童を受入れする施設に対しての補助金を交付するという内容ですが、こちらの新年度における対象児童の審査会を実施して、その結果に基づいて不足する見込みが生じたということで増額補正をするものでございます。

続いて8番、保育こども園課の保育士・保育人材確保対策事業ということです。こちら歳入と歳出が載っておりますが、こちらの保育士の業務負担軽減及び離職防止を図るために、私立の特定教育・保育施設等に対しまして、保育補助者の雇上げに要する費用を一部補助するものということで

す。こちらの新年度に向けてのこの調査を行ったところ不足が生じる見込みだということで、増額補正をするものでございます。

最後になりますが、9番の方の奥州西学校給食センター新築事業ということで、こちら歳入部分になりますが、弁償金ということで726万円ということです。こちら建築J Vの施工不良によりまして是正工事において、工期延長による加算経費が生じたということで、本件において過失のある建築J Vに対して追加の費用負担を求めるというものでございます。

説明は以上になります。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。

ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

11番、宍戸直美議員。

○11番（宍戸直美君） 11番、宍戸直美です。

1点だけ伺いたいします。3ページの9番の教育総務課の奥州西学校給食センター新築事業についてなんですけれども、ちょっと分からないので確認させていただきたいんですけれども、これまでの説明によりますと、業者側に100%の責任があると市としては考えていると、教育委員会さんに説明を再度求めた際にもそういったご説明がありましたけれども、業者側の方はそれを認めていらっしゃるのでしょうか。その上で、今回のこういった支払いに至っているのか、そこを確認させていただきたいです。

○議長（菅原由和君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

こちらの施工不良が発生いたしましたところでございます。その発生した原因の直接的な責任につきましては、業者にあると考えているところでございます。従って、こういった形で業者に賠償金を求めるという内容でございます。

ただ、一方におきまして市としての責任が全くないと思っているものではございません。この発生した原因につきましては業者さんの方にはありますが、発生した後の対応として市としてはまず第一に、学校給食を子どもたちに届けるという、最大の目的を持って何とか計画のとおり、給食提供できるように最大の努力を払っていく、そういった責任はあるものと考えているところでございます。事案発生についての責任についてはこういった形で弁償金を求めることにはなりますが、全体の中において市の責任がないというものではございません。

そしてこの、ここの部分につきましては事業者の方でも責任は認めていただいているというものでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

22番、及川佐議員。

○22番（及川佐君） その補償に関しては、全体で3億なのがしの赤字といいますか、こういう負担が生じたわけなんですけれども、この辺の補償というのは業者に求めるのでしょうか。あるいは、もっと具体的にどの辺までその責任は認めて、向こうに要望するのでしょうか。具体的をお願いします。

○議長（菅原由和君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 国から入らなかった交付金についてでございます。議場の中でもご説明差し上げましたとおり、当初は交付金分の賠償請求は行わないとしていたところではございます

が、これは見直しをさせていただくことといたしました。

交付金請求の可能性につきまして、改めて弁護士の方に相談をして、その対応を再度検討していくこととなりますが、この相談の内容によりましていくら請求するかとか、そこにつきましては、相談の結果で額については変わってくるのかなと思ってございますが、市とすれば、しっかりと損害となった分については請求したいと、そういった思いがございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 及川佐議員。

○22番（及川佐君） その辺の金額と、要するに今のお話ですと、3億なにがしのことも含めて業者に請求するという立場だと。結果は別として、そういうふうに理解できますけれども、そのように理解してよろしいんですね。

○議長（菅原由和君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） そのように理解していただいて差し支えございません。ただし、先ほども申し上げましたように、弁護士との相談の結果によりまして、ちょっとその辺について、確定できるものではございませんので、そこにつきましてはご了承をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

9番、三浦秀夫議員。

○9番（三浦秀夫君） 業者と一概に言いますが、市が多分契約している業者が、色々な現場で工事する下請け業者とか、施工監理する業者とか、いろいろ多岐に渡って契約していると思うんですが、その賠償割合は1者に求めるのか、契約内容に応じて責任の割合で求めるのか、その辺ちょっと、今後の検討なんですか。それとも何かもう既に決まっているのであれば、気になっていたのが、今回の事例の発生は下請け業者の責任だとお話を聞いているんですが、契約した業者の中には、施工監理という業者、全国的に大きな業者さんが入っていますよね。そこに対しての賠償請求はないんですか。

○議長（菅原由和君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 今のところ、賠償の請求につきましては、一義的に市と契約しているのは建築JVでございますので、請求の相手方につきましては、建築工事のJVになるものと考えてございます。

○議長（菅原由和君） 岩淵財務部長。

○財務部長（岩淵清彦君） ただいま教育部長からご説明を申し上げましたとおり、市と契約している業者さん、建築、それから施工監理業者さんもういらっしゃるんで、そういったところも含めて、全体的に検討、あるいは弁護士さんとの協議になるかと思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 9番、三浦秀夫議員。

○9番（三浦秀夫君） もう一度確認しますが、施工監理している業者さんにも請求を検討するということですね、今のお話ですと。

○議長（菅原由和君） 岩淵財務部長。

○財務部長（岩淵清彦君） その業者さんも市と契約をしていますので、契約の相手方については、弁護士さんを含めて、その対応については協議させていただきたいと思っております。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

○9番（三浦秀夫君） 了解しました。

○議長（菅原由和君） 他に。

25番、千田美津子議員。

○25番（千田美津子君） 先ほどの部長の説明の中で、全体の中で市の責任がないというものではないというお話がありました。それで、この間の経過を見ますと、この事案が発生して分かったのが、昨年5月。そして議会に説明があったのが1月ということで、かなり期間が経っているわけですが、その間、給食提供のために努力をされてきたと。それは分かるんですけれども、余りにも議会への説明が遅過ぎて、私は結果として、国の交付金がもらえないということになったのではないかと感じるわけですが、それらの点も含めて市の責任がないというのではないというお答えになったのかどうか、ちょっとその辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 事案発生から、議員さんへの報告についてが少し時間が遅れたのではないかと話でございました。議員さんおっしゃるとおりでございます。事案発生時において報告といった判断については、誤っていたものと思ひまして、また改めてこの場をお借りしてお詫び申し上げたいと思ひます。

一方におきまして、国の交付金との関係でございます。市とすれば、この給食センターの新築事業最大の目的は、子どもたちに給食をしっかりと提供していくということでございます。それを行うために少しでもダメージを減らすための対策をしっかりと取ってきたところでございます。もしこのことによって工事が中止に追い込まれ、給食が提供できなくなると、こういったことだけは絶対に避けなければならないと考えて対応してまいりました。

もちろん事案発生後におきましては、工事を中止することなく速やかな是正をするよう、業者に指示を行ったところでございます。併せて、工期完了に向けて、工程の見直し等についても、強く強く業者に対し指導をしていたところでございます。

また、併せて県に対して報告を行い、国の交付金の取扱いについて、早期から相談はしていたところでございます。

そういった対策を取りながらやってきたところではございますが、結果として、交付金が入らなくなったところにつきましては、大変申し訳なく思っているところではございますが、交付金の対応については、早期からしっかりと行ってきたというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（菅原由和君） 千田美津子議員

○25番（千田美津子君） まず、県に対しても、早期に報告を行ってきたと言われたんですが、いつですか。そのことが1つ。

それから、3つほど事業者の責任としてあったように思うんですけれども、それらの事実確認は、この間どういう形で誰が、誰に対して行ってきたか、その点お聞きしたいなど。すべて3つの想定される原因が出ているわけですが、それは担当課だけの調査で終わってきたのではないかなと思うわけですが、その点の事実関係をお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（菅原由和君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 県へこういった事案が発生し、交付金の取扱いについて相談したのは、今ちょっと手元には資料はございませんが、7月には連絡を行っていたと記憶してございます。

○議長（菅原由和君） 千田都市計画課長。

○都市計画課長（千田充君） 私からは事実確認を誰に行ったかという部分についてですけれども、うちの方の工事担当としては、元請けの方にどのような形で施工を行ったか、また、どのような形で下請け業者との連絡体制を取ったかという部分での事実確認を取ったという形でございます。

また、担当課の調査の部分で、担当課だけで終わったんじゃないかという部分でございますけれども、それにつきましては、都市計画課の工事担当部門とあと教育総務課の方で、その部分は確認を行ったという形でございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 千田美津子議員。

○25番（千田美津子君） 県の相談は昨年7月に行っているということ。

それから事実確認なんですけれども、担当者がやったというのはそれはいいんですけれども、それを何かこう、きちんと報告書という形で徴取しているのか。確かに施工不良が起きた時に、報告書があったという記載もあったような気がするんですが、その事実確認における、ちゃんとした報告書というかそういうものが、どの程度整備をされているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 千田都市計画課長。

○都市計画課長（千田充君） こちらの方の報告書につきましては、工程での施工不良に関する報告書ということで、6月21日付けで一応建築JVから、発生状況、発生の原因、あとどういった部分での確認になっているかという部分と、今後の是正方法についてということでの、報告書を上げていただいているという形でございます。

○議長（菅原由和君） 千田美津子議員。

○25番（千田美津子君） そうしますと早い段階で、その報告書が上がってきているわけですね。それで、子どもたちに給食を提供するというところに最大限配慮をしながら、頑張ってきたと思うんですけれども、ただその報告書をもとに庁内で、関係者会議といいますか、事故報告も含めた対応策がどの程度、横断的になされてきたのか。担当だけで済ませていたのではないかなど。そうだとかなり大きな問題になるので、その辺はどのような状況にあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 案件につきましては当時の市長等にも報告等は行ったところでございます。あと全体で、例えば財務部であるとか総務部であるとか、そういったところとこういった事案が発生したということで、口頭での報告に留まっております、全体で集まって協議するといったようなことは今思えばなかったのかなと思ってございます。

ただし、工事関係の方につきましては、しっかり担当部、教育委員会、都市整備部、そして工事監理業者、そして直接の工事担当の方で、これらの対応については、まずは工期内に工事を終わらせることを目標に、何度となく会議等は行ってきたというところでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 他に、よろしいでしょうか。

それでは特にご質問等ないようですので、説明事項③については以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。



#### ④ ネーミングライツについて

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

次に説明事項④、ネーミングライツについて説明いただきます。

岩淵財務部長。

○財務部長（岩淵清彦君） それでは今度はネーミングライツの件について、ご説明を申し上げます。

議員各位ご存じのとおり、県内各市町等で、これらについては県も含め取組をされておるところでございます。当市におきましても、この件について財源確保といった意味も含めて実施できないかということで、今年度色々担当部署等々で協議してまいりました。その中で一定の方針がまとまり決定しましたので、今後これを実施したいということで現在に至っております。その件について、議員の皆様にご説明させていただきたいと思っております。

説明は、担当課長からお願いします。

○議長（菅原由和君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） それではご説明させていただきます。

まず1、ネーミングライツとはということでございます。

命名権となっております、企業や団体が対価を支払うことで、特定の施設やイベント、番組などに自社の名称であったり、ブランド名を冠する権利ということでございます。

当市では実施してございませんが、全国的に広く行われておりまして、県内でも岩手県を始め、盛岡市、北上市、一関市、お隣の金ケ崎町などで実施をしております。例として書かれておりますが、トーサイクラシックホール岩手であったり、いわぎんスタジアム、さくらホールフィーチャリングツガワ、ヒロセユードームと、金ケ崎にあります、しんきん森山スタジアムということで、色々ございます。

2の当市での導入ということでございます。

当市は合併市町村ということもありまして公共施設を多数有しております、魅力ある施設が多いというものの、その維持管理経費の増加が課題となっております。

そこで施設の維持管理経費の財源を確保するとともに、企業側の方でのPRの場を提供するために、当市でもネーミングライツを実施しようとするものでございます。昨年11月に「奥州市ネーミングライツ事業実施要綱」、こちらの方を定めまして、関係部署の意向調査を行ったところ、奥州湖交流館でネーミングライツを募集したいという担当課からの希望が出されております。そこで、庁内組織であります「奥州市ネーミングライツ審査委員会」、そちらにおきまして、募集の条件など審査した上で募集することを決定したというものでございます。

3、募集施設の「奥州湖交流館」の概要でございます。

奥州湖周辺エリアのアウトドアツーリズムの拠点及びカヌーをはじめとするトレーニングセンターとしての機能強化のための既存施設を改修しまして、6月1日にリニューアルオープンを予定してございます。指定管理者制度を既に導入しております、4月1日から指定管理を決定済みということでございます。周辺におきましては例年、カヌーの大会であったり、胆沢ダムフェスなどのイベントが開催されてございます。

4、具体的な募集条件でございます。

応募の資格につきましては、個人ではなく、法人その他の団体としております。市の提示金額は20万円（税抜）ですが、20万円以上としております。条例上の名称の変更は行わず、あくまで愛称

といたします。あとは名称の方に、奥州の文字を含めるという条件を付しております。こちらの奥州はひらがな、カタカナ、アルファベットいずれでも可としております。契約の期間につきましては3年以上5年以内としております。

5の募集のスケジュールでございます。

募集につきましては、3月30日から募集しまして4月20日までとしております。優先交渉権者の決定を4月下旬に行いまして、優先交渉権者との協議とスポンサーの決定ということで、愛称の使用開始は6月1日を目指しております。

6の他施設への導入予定ということで、最初にお話ししましたとおり公共施設が非常に多くございます。特にZホール、Zアリーナのような、全国規模のイベント、大会が催される施設もございまして、これらにつきましては、令和9年4月1日をめどに、関係部署との協議が整った施設から導入を進めると考えてございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。

ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

18番、高橋晋議員。

○18番（高橋晋君） 18番、高橋晋です。

このネーミングライツをすることによって、その施設に何らかの企業名等を表示したりすると思うんですけども、そういう経費はどのようなところから捻出するのでしょうか。

○議長（菅原由和君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） それではお答えいたします。

企業名がつかましの看板等でございますが、こちらにつきましては企業さんの負担と考えてございます。平成29年頃に、そもそもこのネーミングライツを奥州市でも検討しておったんですが、その当時は看板等も市でやると考えておまして、そうするとなかなか収入と見合わないというような状況で、ネーミングライツをちょっと待っていたということでございます。

その間に他の市町村の方では、企業さん、ネーミングライツをする側の方で、費用負担をいただいているというのがありましたので、それで今回この導入すると決めたものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 他に、よろしいですか。

それでは特にご質問等ないようですので、説明事項④は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。



##### ⑤ 国民健康保険税の子ども・子育て支援金分の税率について

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

続きまして説明事項⑤、国民健康保険税の子ども・子育て支援金分の税率について説明いただきます。

岩淵財務部長。

○財務部長（岩淵清彦君） それでは、国民健康保険税の子ども・子育て支援金分の税率について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど補正予算の中で若干触れさせていただいておりますが、国の制度設計において、すべての

保険者が、この支援に支援納付金として国に納付するという制度となっております。

市におきましては、国民健康保険税の方から、そういったものも納付する必要があるがございます。

そのため、現在の国民健康保険税条例の税率を設定しなければいけなくなりまして、そちらの条例の改正というのが、今回上程させていただくということになってございます。

税率等々の考え方、それから子ども・子育て支援の内容については、それぞれ、保険年金課、それから税務課のそれぞれの課長からご説明をさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（菅原由和君） 本城保険年金課長。

○保険年金課長（本城久美子君） 私から、子ども・子育て支援金の制度の部分についてご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。1、概要についてでございます。

子ども・子育て支援金制度は、国の子ども未来戦略加速化プランにおける少子化対策を強化するため、全世代、全経済主体で子育てを支えるために設けられた新しい仕組みでございます。

令和8年度以降は、賦課対象者の範囲が広い医療保険制度の納付ルートを活用し、保険者が保険料、保険税と合わせて被保険者から徴収し、国に納付する形となります。保険者は、子ども・子育て支援金の代行徴収という位置付けとなります。介護保険料につきましても、同様の納付ルートが活用されている状況でございます。

次に、2、国民健康保険における取扱いについてでございます。

国民健康保険税は、これまで医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3区分から構成されておりましたが、令和8年度からは、新たに子ども・子育て支援金分が加わり、4区分となります。

また、この制度が少子化対策に係るものであることから、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもについては、均等割が全額軽減されることとなっております。資料では、高校生世代までと記載しておりますが、この表現は、国の説明資料を参考に、分かりやすくお伝えするために使用しているものでございます。

続きまして、3、子ども・子育て支援金分に係る納付金についてでございます。

納付金につきましては、開始当初の負担が急激に増加しないよう、令和8年度から令和10年度までの間、段階的に増額される仕組みとなっております。令和10年度以降につきましても、納付は継続となります。国の示す納付金総額は、令和8年度が約6,000億円、令和9年度が約8,000億円、令和10年度には1兆円規模となる見込みでございます。なお、令和10年度以降の増額は、想定されていないところでございます。

令和8年度における当市の納付金額は、6,514万円ほどと県から示されております。この金額につきましても、各年度ごとに算定が行われまして、毎年度示される形となっております。

次に、4、子ども・子育て支援金の使途についてでございます。

子ども・子育て支援金は、児童手当の拡充など、資料に記載の6つの取組にのみ充てられることとなっております。この支援金が目的外で使用されることはございません。

制度部分についての説明は以上でございます。

○議長（菅原由和君） 千田税務課長。

○税務課長（千田嘉宏君） それでは私からは、2ページについて説明いたします。2ページをご覧ください。

5、国民健康保険税の税率の検討についてです。

奥州市国保税の子ども・子育て支援分の税率を検討するに当たり、国保中央会が作成した保険料算定ツールを活用し、次の条件を考慮して検討してまいりました。

- 1、世帯数、被保険者数の伸び率を令和7年度と比較して、減少見込みとしております。
- 2、所得額については、令和7年度より、農業所得等を考慮し、増額を見込みとしております。
- 3、均等割、平等割については、県が示した標準税率を参考に積算しております。
- 4、応益：応能割を、50対50に近づけるようにしております。
- 5、保険基盤安定負担金を見込んだ賦課額とし、支援金納付金は、激変緩和のための3年間段階的に増額となることから、毎年度税率の見直しを行います。

次に、試算基礎データです。

令和8年度の子ども・子育て支援金納付金は、先ほどの説明にもございましたが、令和8年度は6,514万7,933円で、世帯数を1万3,506世帯、被保険者数を1万8,906人、うち18歳以上を1万7,696人、18歳未満を1,210人、所得割課税標準額を約152億3,400万円として試算しております。

次に、右の6、税率改正案についてです。

所得割を0.21%。均等割を1,200円、18歳以上は60円を加算、平等割は600円とし、税額を算出。軽減後の賦課総額を5,124万6,753円とし、収納率を95%と見込んで掛けて算出した金額を（A）、保険基盤安定負担金を（B）、そしてその2つの合計金額約6,300万円の国保税額を見込んでおります。

また、納付金との差の不足額約200万円については、国保財政調整基金を充てることとしております。

下の表は、区分ごとの税率を載せており、右側が子ども・子育て支援金分の税率となります。

なお、参考までに、県内各市の1人当たりの調定見込額は2,270円から3,611円、平均で2,980円となり、奥州市は2,711円で、県内14市の中では5番目に低い額となっております。

最後に7、今後のスケジュールです。

25日、昨日ですけれども、国保運営協議会に諮問、答申を受け、26日、本日、市議会全員協議会で説明を行い、27日、明日、市議会臨時会に国保税条例の一部改正案と、令和8年度補正予算を提出することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。

ご質問等がございましたらご発言お願いいたします。よろしいですか。

特にご質問等ないようですので、説明事項⑤は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。



## ⑥ 奥州市介護保険条例の一部改正について

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

続きまして説明事項の⑥、奥州市介護保険条例の一部改正について説明をいただきます。

千葉福祉部長。

○福祉部長（千葉学君） 福祉部でございます。

1件、ご説明を申し上げます。

介護保険条例の一部改正についてでございますが、上位法令の一部改正に伴いまして、本市の介

介護保険条例を改正する必要が生じたことから、令和8年度に限り、第1号被保険者の保険料率の算定等に係る特例を定めるものでございます。

2番目以降、詳細につきましては、長寿社会課長から説明をいたします。

○議長（菅原由和君） 菊地長寿社会課長。

○長寿社会課長（菊地美喜君） それでは私から資料に沿って、改正の概要から説明させていただきます。

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が現行の55万円から65万円に引き上げられることになりました。介護保険の第1号保険料においては、課税の有無や合計所得金額等を所得基準として用いていますが、上記の見直しに伴い、一部の被保険者の保険料段階の移動が生じ、令和6年度から8年度の第9期介護保険事業計画中の保険料収入が減少する可能性があります。

制度の安定的な運営を維持するため、保険者が想定しない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、税制改正による影響を遮断するため、介護保険法施行令が改正されました。これに伴い、奥州市介護保険条例においても、所要の改正を行うものです。

併せて、この特例により負担が増加してしまう方への配慮として、令和7年度に住民税非課税であった方については、非課税者相当の保険料段階まで減免する救済措置を講じ、急激な負担増を抑制します。

なお、この措置は、法令等に基づき令和8年度に限り、全国一律に改められる事項です。

条例改正の内容です。大きく2点になります。

1つ目は、給与所得控除引き上げの影響のある給与収入が55万1,000円以上190万円未満の方については、合計所得金額及び住民税の課税・非課税段階の判定について、令和7年度の税制改正前の基準に基づいて、介護保険料を算定します。

2つ目は、当該特例により令和8年度の住民税が課せられているとみなされる令和7年度の住民税非課税者について、令和8年度保険料算定においては住民税非課税者として判定する保険料段階まで申請によらず減免にします。

スケジュールになります。

3月17日に介護保険運営協議会にて諮問、答申を受け、本日、全員協議会での説明をし、明日、市議会での審議、そして議決いただければ、4月1日改正条例施行とする予定です。

その他市民への周知方法ですが、ホームページに掲載するほか、令和8年度介護保険料通知に説明文を同封する予定としております。

説明は以上となります。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。

ご質問あればご発言をお願いいたします。

27番、今野裕文議員。

○27番（今野裕文君） 27番、今野です。

市民に負担増を求める内容だと思うんですが、明日議決しろってのはちょっと非常識じゃない。もう5時でしょう。それぞれ会派で検討する時間ってのは夜やれってことですか。

どうしてこうなったんですか。

○議長（菅原由和君） 菊地長寿社会課長。

○長寿社会課長（菊地美喜君） 条例案を示されたのが1月下旬ということになりますので、そこからの検討、それからの精査になりましたのでこの時期になりました。

大変遅くなったことは申し訳ございません。

○議長（菅原由和君） 今野裕文議員。

○27番（今野裕文君） いや非常識ですよ。そちらの都合もあるかもしれませんが、私たちは明日です。明日10時からでしょ。こういう出し方はないんじゃない。今までこういうことなかったんじゃない。即判断しろってことですよ。もっとひどいのは今の説明は字だけでしょ。これを聞いて、議員さん理解しろっていうんですか。説明するにしても仕方があるんじゃない。

どこの階層にどういう影響が出て、どうなるんだっていう。議場で説明聞いたって、即決ですよ。あまりじゃない。明日決めなきゃないんですか。

○議長（菅原由和君） 千葉福祉部長。

○福祉部長（千葉学君） 提案が遅きに失しているご指摘のとおりでございます。

しかしながら、国からの準則が示されるのもちょっとタイミング的に、年度末ぎりぎりの時期になってしましまして、非常に申し訳なく思っているところですが、何とかこのスケジュールでお認めをいただきたいと思っております。影響の範囲としては、所得控除額が10万円引き上げになったことによりまして、そこに引っかからない方が影響を受けるというところがございます。

説明としては以上になります。

○議長（菅原由和君） 今野裕文議員。

○27番（今野裕文君） 賦課は実際は6月からでしょう。それ年度内に決めないと何か問題あるのですか。

○議長（菅原由和君） 菊地長寿社会課長。

○長寿社会課長（菊地美喜君） 令和8年度の介護保険料の判定を決めるものなので4月1日からの改正としたいと思います。

○議長（菅原由和君） 千葉福祉部長。

○福祉部長（千葉学君） 今の課長の答弁と繰り返しになりますが、令和8年度の保険料に反映させる必要がありますので、年度当初からの施行が必要と認識しております。

また、説明に対しての資料がちょっと不足しているという部分ですが、厚労省等から出されている資料を明日ちょっと追加で提出させていただきまして、それに基づいて説明を尽くしてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原由和君） 16番、小野優議員。

○16番（小野優君） 16番、小野です。

ただいま厚労省からの資料を用いての説明ということありましたけども、実際にその奥州市における、さっき27番議員からもありましたが、影響を受ける世帯がどのくらいあってどういった額かという部分も、明日の資料に付け加えていただくことは可能でしょうか。

○議長（菅原由和君） 菊地長寿社会課長。

○長寿社会課長（菊地美喜君） 具体的にどのくらいの影響があるかというのは国の方でも、概算の本当に概算のところでは約、全体の保険料収入の1%と見ているというようなことなので、奥州市的に第1号保険料は大体2億4,000万円のところなので、大体2,000万円から2,400万円の1%に、と考えれば、そのくらいの影響があると見ております。

資料としては載せるとしてもそういう形になります。国では概算1%というような形で見ているというような状況でございます。

○議長（菅原由和君） 他に。よろしいでしょうか。

それでは特にご質問等ないようですので説明事項⑥は以上といたします。

これで(1)の説明事項を終わりたいと思います。

説明者退席のため、暫時休憩いたします。



(以下略)